



栃木県公報

令和5(2023)年
4月4日(火)
第393号

目次

告 示

- 栃木県一般会計補正予算..... 313
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 315
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 315
- 道路の区域の変更..... 316
- 道路の供用開始..... 316
- 栃木県手数料条例別表第1の464の5の項の知事が指定する低炭素建築物誘導基準の一部改正 316
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 317

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出..... 317
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 318
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要..... 318
- 土地改良区役員の退就任..... 319
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 320

告 示

栃木県告示第135号

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第11号)については、令和5(2023)年3月27日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和5(2023)年4月4日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第11号)

今回の補正予算は、地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、県有施設整備基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、65億1,700万円の減額となり、既定予算が1兆767億5,030万円であったので、補正後の予算総額は、1兆702億3,330万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	259,000,000		259,000,000
2 地方消費税清算金	99,691,000		99,691,000
3 地方譲与税	39,397,000		39,397,000
4 地方特例交付金	1,450,453		1,450,453
5 地方交付税	146,289,914	△ 1,465,713	144,824,201
6 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 139,138	460,802

7	分担金及び負担金	3,175,886		3,175,886
8	使用料及び手数料	11,071,006		11,071,006
9	国庫支出金	204,329,366	△ 2,190,089	202,139,277
10	財産収入	1,641,603		1,641,603
11	寄附金	98,040		98,040
12	繰入金	19,736,168	△ 431,000	19,305,168
13	繰越金	11,233,129		11,233,129
14	諸収入	191,728,735		191,728,735
15	県債	87,308,000	△ 2,291,000	85,017,000
	合計	1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,441,323	△ 147,000	1,294,323
2 総務費	62,008,939	204,000	62,212,939
3 民生費	115,241,015	△ 2,509,000	112,732,015
4 衛生費	128,322,680	△ 933,000	127,389,680
5 労働費	1,738,175	△ 4,000	1,734,175
6 農林水産業費	41,885,253	△ 367,000	41,518,253
7 商工費	199,127,916	△ 861,000	198,266,916
8 土木費	103,100,587	△ 40,000	103,060,587
9 警察費	44,515,166	△ 76,000	44,439,166
10 教育費	180,117,163	△ 1,109,000	179,008,163
11 災害復旧費	715,977	△ 149,000	566,977
12 公債費	95,693,956	△ 104,000	95,589,956
13 諸支出金	101,842,150		101,842,150
14 予備費	1,000,000	△ 422,000	578,000
合計	1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	193,669,836	△ 601,000	193,068,836
2 公共事業費	79,722,473	△ 94,000	79,628,473
3 建設事業費	65,069,885	△ 484,000	64,585,885
4 公債償還費	95,693,956	△ 104,000	95,589,956
5 主要義務費	135,816,092	△ 1,340,000	134,476,092

6 税 交 付 金 等	101,842,150		101,842,150
7 一 般 行 政 費	194,118,476	△ 2,324,000	191,794,476
8 受 託 事 務 費	2,205,207	△ 111,000	2,094,207
9 県 単 補 助 金	27,326,977	△ 1,243,000	26,083,977
10 県 単 貸 付 金	174,259,383		174,259,383
11 災 害 復 旧 費	567,245	△ 149,000	418,245
12 直 轄 事 業 負 担 金	6,458,620	△ 67,000	6,391,620
合 計	1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
〔経営管理部〕 県有施設整備基金 積立金	1,500,000	県有施設整備基金の積立に要する経費の補正 (補正前) 4,239,297 → (補正後) 5,739,297

(財政課)

栃木県告示第136号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年4月4日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
那須塩原市太夫塚五丁目221番411の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第137号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和5(2023)年4月4日

栃木県知事 福田 富一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営小泉・本沼地区土地改良（区画整理）事業	令和5(2023)年4月5日から同年5月2日まで	令和5(2023)年5月17日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年4月4日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	前A	那須烏山市上川井字新田907から 那須烏山市上川井字新田893-2まで	11.4～18.9	61.1	
	前B	那須烏山市上川井字新田907から 那須烏山市上川井字新田893-2まで	17.0～27.3	89.9	
	後	那須烏山市上川井字新田907から 那須烏山市上川井字新田893-2まで	17.0～27.3	89.9	

栃木県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年4月4日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	那須烏山市上川井字新田961-1から 那須烏山市上川井字新田893-2まで	令和5（2023）年 4月4日
80	一般県道 黒田市埜真岡線	芳賀郡市貝町大字杉山字五料780-2から 芳賀郡市貝町大字杉山字下町道下432-2まで	令和5（2023）年 4月4日
80	一般県道 黒田市埜真岡線	芳賀郡市貝町大字多田羅字竹之内744-1から 芳賀郡益子町大字七井1756-1まで	令和5（2023）年 4月4日
198	主要地方道 大沢宇都宮線	宇都宮市新里町丙字栗谷1236-1から 宇都宮市新里町丙字茅畑1154-2まで	令和5（2023）年 4月4日

(道路保全課)

栃木県告示第140号

栃木県手数料条例別表第1の464の5の項の知事が指定する低炭素建築物誘導基準（令和4年栃木県告示第576号）の一部を次のように改正する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 条例別表第1の464の5の項1(2)イ(ウ)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（1年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下同じ。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

2 略

1 条例別表第1の464の5の項1(2)イ(ウ)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（1年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下同じ。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

2 略

栃木県告示第141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	東京都中央区日本橋三丁目12番2号

- 3 変更年月日
令和5（2023）年4月1日

(建築課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和5（2023）年8月4日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ矢板店
矢板市富田字三斗蒔157番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーズホールディングス
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南二丁目7番5号	令和4(2022)年8月1日
大規模小売店舗において小売業をおこなう者の住所	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南二丁目7番5号	令和4(2022)年8月1日

4 届出年月日

令和5(2023)年3月22日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5(2023)年5月8日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和5(2023)年4月4日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)TAIRAYA野木店

下都賀郡野木町丸林608番地1 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
野木町	意見なし

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和5(2023)年5月8日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和5(2023)年4月4日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)TAIRAYA野木店

下都賀郡野木町丸林608番地1 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
清次郎口用水土地改良区	理事	塩山 操一		下野市本吉田880-2	令和4(2022).5.26	
国分寺土地改良区	理事	岡本 鉄男		下野市小金井2-3-8	令和5(2023).3.31	
	〃	吉田 力雄		〃 〃 2903	〃	
	〃	永井 利明		〃 川中子352-2	〃	
	〃	稲葉 昇		〃 〃 3158	〃	
	〃	大山 正吉		〃 箕輪690	〃	
	〃	篠崎 隆雄		〃 国分寺38	〃	
	〃	出口 英男		〃 柴1432-15	〃	
	〃	小林 正明		小山市大字南半田470-1	〃	
	〃	倉井 福治		壬生町大字藤井490-2	〃	
	〃	増山 貴明	増山 貴明	下野市小金井2208-4	〃	令和5(2023).4.1
	〃	大越 一雄	大越 一雄	〃 笹原295-11	〃	〃
	〃	青木 隆	青木 隆	〃 川中子94-1	〃	〃
	〃	大橋 一男	大橋 一男	〃 〃 1533-1	〃	〃
	〃	青木 信行	青木 信行	〃 橋本645-1	〃	〃
	〃	福田 源市	福田 源市	〃 国分寺2018-16	〃	〃
	〃	石川 福樹	石川 福樹	小山市大字南半田1746-2	〃	〃
	〃		大山 寿	下野市小金井2-3-1		〃
	〃		大越 秀樹	〃 〃 2875		〃
	〃		北野 義男	〃 川中子134		〃
	〃		上野 高明	〃 〃 2571-2		〃
〃		稲葉 誠	〃 〃 2598		〃	
〃		若林 正明	〃 箕輪577-2		〃	
〃		大山 守	〃 〃 578-2		〃	
〃		坂本 哲男	〃 紫371		〃	
〃		諏訪 富雄	〃 柴200-6		〃	

理事		小林 俊之	小山市大字南半田465-2		令和5 (2023). 4.1
監事	田村 悦男		下野市川中子1261-1	令和5 (2023). 3.31	
〃	横井 義市		〃 国分寺927	〃	
〃	諏訪 春男	諏訪 春男	〃 柴196-4	〃	令和5 (2023). 4.1
〃		近藤 雅道	〃 国分寺1078-2		〃
〃		伊沢 一宏	〃 小金井3009-84		〃

(農地整備課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5（2023）年4月4日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5（2023）年3月20日	栃木県猟友会下都賀連合 大岩支部	栃木市岩舟町和泉1044-4

(会計局会計管理課)